

## 新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第 5 章 輸入通関関係	第 5 章 輸入通関関係
第 3 節 輸入（引取）申告	第 3 節 輸入（引取）申告
（輸入（引取）申告事項の登録）	（輸入（引取）申告事項の登録）
<p>3 - 1 輸入（引取）申告（特例申告貨物に係る輸入申告をいう。以下同じ。）を行なう者及びその代理人である通関業者（以下この節において「通関業者等」という。）がシステムを使用して行う輸入（引取）申告の取扱いについては、この章第 1 節（1 - 3 及び 1 - 4 イを除く。）に準じて行うものとする。この場合において、同節中「輸入（納税）申告控（内国消費税等課税標準数量等申告控兼用）」とあるのは「輸入（引取）申告控」と読み替えるものとする。</p> <p>なお、次に掲げる規定により輸入申告書に付記を行うこととされている場合は、記事欄に「DAI RAN:TEIRITSUHOU 又は ZANTEIHOU） - TEKIYOU YOTEI」と入力することを求めるものとする。</p> <p>～（省略）</p> <p>また、輸入（引取）申告控については、航空貨物であって、審査区分が書類審査扱い（区分 2）又は検査扱い（区分 3）となった場合に限り、税関控用 1 部の提出を求めるものとする。</p>	<p>3 - 1 輸入（引取）申告（特例申告貨物に係る輸入申告をいう。以下同じ。）を行なう者及びその代理人である通関業者（以下この節において「通関業者等」という。）がシステムを使用して行う輸入（引取）申告の取扱いについては、この章第 1 節（1 - 3 及び 1 - 4 イを除く。）に準じて行うものとする。この場合において、同節中「輸入（納税）申告控（内国消費税等課税標準数量等申告控兼用）」とあるのは「輸入（引取）申告控」と読み替えるものとする。</p> <p>なお、次に掲げる規定により輸入申告書に付記を行うこととされている場合は、記事欄に「DAI RAN:TEIRITSUHOU 又は ZANTEIHOU） - TEKIYOU YOTEI」と入力することを求めるものとする。</p> <p>～（同左）</p> <p>また、輸入（引取）申告控については、航空貨物であって、審査区分が書類審査扱い（区分 2）又は検査扱い（区分 3）となった場合に限り、税関控用 1 部の提出を求めるものとする。</p>
（輸入（引取）申告）	上記のほか、特例輸入者（法第 7 条の 2 第 1 項に規定する特例輸入者をいう。）に係る特例申告貨物の取扱いについては、以下のとおり行うこととなるので留意する。
3 - 2 特例輸入者（法第 7 条の 2 第 1 項に規定する特例輸入者をいう。以下同じ。）が行う特例申告（法第 7 条の 2 第 2 項に規定する特例申告をいう。以下同じ。）における輸入（引取）申告に係る仕入書については、この章第 1 節 1 - 4 の規定に関わらず、簡易審査扱い（区分 1）となった場合に限り、仕入書の提出を省略できるものとする。	法第 67 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき貨物が保税地域に搬入される前にシステムを使用して輸入（引取）申告を行う場合には、「積荷目録提出」業務又は「積荷目録事前報告」業務がなされた後に当該申告を行うものとする。
特例輸入者が、法第 67 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき貨物が保税地域に搬入される前にシステムを使用して輸入（引取）申告を行う場合には、「積荷目録提出」業務又は「積荷目録事前報告」業務がなされた後に当該申告を行うものとする。	輸入（引取）申告に係る仕入書については、この章第 1 節 1 - 4 の規定に関わらず、簡易審査扱い（区分 1）となった場合に限り、仕入書の提出を省略できるものとする
特例輸入者及び特例委託輸入者（法第 7 条の 2 第 1 項に規定する特例委託輸入者をいう。）が、システムを使用して暫定法第 8 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する特定鉱工業產品等及び暫定法第 8 条の 6 第 4 項に規	

## 新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前						
<p>定する経済連携協定において関税の譲許が一定の額を限度の基準として定められている物品に係る特例申告を行う場合は、<u>輸入（引取）申告と同時に特例申告を行う必要があるので留意すること。</u></p> <p>（審査区分選定及び関係情報の配信及び出力等）</p> <p>3 - <u>3</u> システムにおいては、前項の輸入（引取）申告が行われた場合に、当該輸入（引取）申告について審査区分の選定等の処理が行われ、通関業者等に次に定める情報が配信される。</p> <p>及び（省略）</p>							
<p>第 4 節 特例申告</p> <p>（特例申告事項の登録）</p> <p>4 - 1 特例申告を行う者及びその代理人である通関業者（以下この節において「通関業者等」という。）がシステムを使用して特例申告を行う場合は、当該特例申告に先立ち、次のいずれかの方法により特例申告事項の登録を行うことを求めるものとする。</p> <p>なお、輸入（引取）許可後に自動的に特例申告を行おうとする場合には、輸入（引取）申告事項の登録時に特例申告事項の登録を併せて行うものとする。</p> <p>～（省略）</p>	<p>（審査区分選定及び関係情報の配信及び出力等）</p> <p>3 - <u>2</u> システムにおいては、前項の輸入（引取）申告が行われた場合に、当該輸入（引取）申告について審査区分の選定等の処理が行われ、通関業者等に次に定める情報が配信される。</p> <p>及び（同左）</p>						
<p>（別表）</p> <p>汎用申請対象手続一覧</p> <p>【監視関係】</p> <table border="1"> <tr> <td>手続名称</td> <td>根拠法令等</td> </tr> <tr> <td colspan="2">（省略）</td> </tr> <tr> <td>仮陸揚期間延長願</td> <td>関法第 21 条 関基 21 - 2</td> </tr> </table>	手続名称	根拠法令等	（省略）		仮陸揚期間延長願	関法第 21 条 関基 21 - 2	<p>第 4 節 特例申告</p> <p>（特例申告事項の登録）</p> <p>4 - 1 特例申告（法第 7 条の 2 第 2 項に規定する特例申告をいう。以下同じ。）を行う者及びその代理人である通関業者（以下この節において「通関業者等」という。）がシステムを使用して特例申告を行う場合は、当該特例申告に先立ち、次のいずれかの方法により特例申告事項の登録を行うことを求めるものとする。</p> <p>なお、輸入（引取）許可後に自動的に特例申告を行おうとする場合には、輸入（引取）申告事項の登録時に特例申告事項の登録を併せて行うものとする。</p> <p>～（同左）</p>
手続名称	根拠法令等						
（省略）							
仮陸揚期間延長願	関法第 21 条 関基 21 - 2						
	<p>（別表）</p> <p>汎用申請対象手続一覧</p> <p>【監視関係】</p> <table border="1"> <tr> <td>手続名称</td> <td>根拠法令等</td> </tr> <tr> <td colspan="2">（同左）</td> </tr> <tr> <td>仮陸揚期間延長願（船用品等）</td> <td>関法第 21 条 関基 21 - 2</td> </tr> </table>	手続名称	根拠法令等	（同左）		仮陸揚期間延長願（船用品等）	関法第 21 条 関基 21 - 2
手続名称	根拠法令等						
（同左）							
仮陸揚期間延長願（船用品等）	関法第 21 条 関基 21 - 2						

## 新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
	（省略）		（同左）
支払手段等の携帯輸出・輸入申告届出	関法第 67 条 外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）第 19 条第 3 項	支払手段等の携帯輸出・輸入申告届出	関法第 67 条 外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）第 19 条第 3 項
内国貨物運送申告	関法第 66 条	証明書類交付申請（監視）	関法第 102 条第 1 項 国税通則法（昭和 37 年法律第 66 号）第 123 条第 1 項
証明書類交付申請（監視）	関法第 102 条第 1 項 国税通則法（昭和 37 年法律第 66 号）第 123 条第 1 項	（同左）	
	（省略）		
【通関・収納・評価・税関鑑査官・通関業監督官関係】			
手続名称	根拠法令等	手続名称	根拠法令等
	（省略）		（同左）
輸入期間延長承認申請（加工組立減税）	関税暫定措置法（昭和 35 年法律第 36 号。以下「暫定法」という。）第 8 条第 1 項 関税暫定措置法施行令（昭和 35 年政令第 69 号。以下「暫定令」という。）第 24 条（定率令第 5 条の 3 を準用） 関税暫定措置法基本通達（昭和 48 年 8 月 15 日蔵関第 1150 号。以下「暫定基」という。）8 - 10	輸入期間延長承認申請（加工組立減税）	関税暫定措置法（昭和 35 年法律第 36 号。以下「暫定法」という。）第 8 条第 1 項 関税暫定措置法施行令（昭和 35 年政令第 69 号。以下「暫定令」という。）第 24 条（定率令第 5 の 3 を準用） 関税暫定措置法基本通達（昭和 48 年 8 月 15 日蔵関第 1150 号。以下「暫定基」という。）8 - 10
	（省略）		（同左）